別表十四㈠の表中

所得金額仮計（別表四「26の①」）

を

所得金額仮計（別表四「25の①」）

に、

一般寄附金の損金算入限度額 ((9)＋(12))×1/2又は4
寄附金支出前所得金額の5又は6.25/100相当額 (8)×5又は6.25/100
期末の資本金等の額の月数換算額の2.5又は3.75/1,000相当額 (11)×2.5又は3.75/1,000

を

度額
当額
相当額

一般寄附金の損金算入限度額 ((9)＋(12))×1/4
寄附金支出前所得金額の6.25/100相当額 (8)×6.25/100
期末の資本金等の額の月数換算額の3.75/1,000相当額 (11)×3.75/1,000

に改め、同表の記載要領第二号中「の平成24年４月１日以後に開始する事業年度」を削り、「その他の事業年度」を「その他の法人」に改め、同第四号から第六号までを削り、同第七号を同第四号とする。

別表十四㈤の表中

特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 (11)、(16)又は(21)
特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 (14)、(23)、(28)、(30)、(33)又は(36)

を

特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 (11)、(16)、(21)又は（別表十四㈤付表二「６」）
特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 (14)、(23)、(28)、(30)、(33)、(36)又は（別表十四㈤付表二「11」）

に、

時価純資産超過額（被合併法人等の別表十四(五)付表「６」－「７」）

を